

1 改正理由

宮城県グリーン購入促進委員会（以下「グリーン購入促進委員会」という。）は、グリーン購入促進条例に基づき、「グリーン購入の推進に関する基本方針」や「宮城県グリーン製品の認定基準」といったグリーン購入の促進に関する重要事項について調査審議を行っている。

グリーン購入の促進は、宮城県環境基本計画など、宮城県環境審議会（以下、「環境審議会」という。）における審議事項に含まれている状況にある。

このため、より効率的・効果的な審議体制を構築できるよう、グリーン購入促進委員会の所管事務を環境審議会に移管のうえ、グリーン購入促進委員会を廃止するもの。

2 主な改正内容

- グリーン購入の促進に関する重要事項の決定に当たり、あらかじめ意見を聴く審議会をグリーン購入促進委員会から環境審議会に変更する。（第10条第3項、第14条第5項）
- 事務の移管に伴い、グリーン購入促進委員会を廃止する。（第20条から第25条）

3 施行期日

令和7年4月1日

